

高松市監査委員告示第18号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表します。

平成24年8月15日

高松市監査委員 吉田正己
同 山下稔
同 妻鹿常男
同 西岡章夫

包括外部監査結果に基づく措置通知について

第1 平成11年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 高松市における情報システムについて

対象部局	総務局情報政策課	
措置通知日	平成24年5月31日	
	【改善を要する事項】	【措置された内容】
(1)	レンタル契約あるいはリース契約を選択する基準、マニュアルを作成すべきもの	平成22年3月26日に、職員が情報システムを調達する上での標準的な手法を確立し、全体最適な情報システムを導入するため、効率的で高品質な情報システムを調達することを目的として「情報システム調達ガイドライン」を策定した。

第2 平成13年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 硬直化した人件費について

対象部局	総務局人事課	
措置通知日	平成24年7月19日	
	【改善を要する事項】	【措置された内容】

(1) 特殊勤務手当を整理見直すべきもの	特殊勤務手当については、国や他の地方公共団体の状況を踏まえるとともに、各手当の支給対象となっている事務を精査するなどして、支給の必要性を含めた支給内容について検討し、平成24年1月1日付けで競輪開催執務職員手当を廃止した。また、今回指摘をされた事項以外に、斎場業務手当を見直し、平成21年10月1日付けで手当の日額化および減額を行った。今後も、引き続き国や他の地方公共団体との権衡が保たれるよう、適宜整理見直しを行い、適正化に努める。
----------------------	---

2 借金の次世代負担許容額について

対象部局	財政局財産活用課財産管理室	
措置通知日	平成24年7月11日	

2 公有財産の管理について

対 象 部 局	財政局財産活用課財産管理室	
措 置 通 知 日	平成24年7月11日	
	【意見を付された事項】	【措置された内容】
(1)	公有財産管理システムの導入の際には、未利用財産の把握等に利用できるものとするについて	公有財産管理システムについては、平成18年度から未利用財産の把握ができるシステムとなっている。
(2)	無償貸付財産の借受願の毎年度徴取について	無償貸付財産の借受願については、平成16年度から毎年度、借受期間延長願が提出されている。

第4 平成19年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 未利用資産（土地）の活用及び売却について

対 象 部 局	財政局財産活用課財産管理室	
措 置 通 知 日	平成24年7月11日	
	【改善を要する事項】	【措置された内容】
(1)	財産区分を普通財産から行政財産に変更すべきもの（文化財収蔵施設および円座整理事務所駐車場）	円座町の文化財収蔵施設については、平成21年4月1日付けで、文化財課への所管換えにより行政財産に変更した。
(2)	近隣住民に無断使用されている土地について、使用取り止めを申し入れるべきもの	浅野八王子団地内の当該土地は、平成21年3月18日に使用を差し止め、原状復旧させ、境界を確定させた。その後、本市ホームページに掲載し、購入者を募集している。
(3)	一学校法人に対する利益供与となりかねない無償貸付を見直し、有償貸付または売却を検討すべきもの	同土地については、平成24年3月21日付けで同学校法人へ売却した。
(4)	土地情報処理システムを整備し、有効に運用すべきもの	土地情報処理システム（公有財産管理システム）を整備し、平成18年度から運用している。
	【意見を付された事項】	【措置された内容】
(1)	未利用土地の売却処分状況について	未利用土地については、平成21年10月27日から本市ホームページに掲載し、購入者を募集している。
(2)	浅野八王子団地内の土地の売却検討について	同土地については、平成21年10月27日から本市ホームページに掲載し、購入者を募集している。

(3) 日生ニュータウン内の土地を住宅用地として、一括又は分割し売却を検討することについて	同土地については、平成21年10月27日から本市ホームページに掲載し、購入者を募集している。
(4) 旧香川南警察官駐在所用地の売却検討について	同土地については、平成21年7月17日に売却した。
(5) 香南町岡（宅地）の売却または有償貸付けの検討について	同土地については、平成21年10月27日から本市ホームページに掲載し、購入者（貸付者）を募集している。
(6) 香南町横井（宅地）の売却または有償貸付けの検討について	同土地については、平成21年10月27日から本市ホームページに掲載し、購入者（貸付者）を募集している。
(7) 塩江町安原上東（宅地）の売却または有償貸付けの検討について	同土地については、平成21年10月27日から本市ホームページに掲載し、購入者（貸付者）を募集している。
(8) 塩江町上西乙（宅地）の売却または有償貸付けの検討について	同土地については、平成21年10月27日から本市ホームページに掲載し、購入者（貸付者）を募集している。
(9) 牟礼町原（雑種地）の売却または有償貸付けの検討について	同土地については、平成21年10月27日から本市ホームページに掲載し、購入者（貸付者）を募集している。
(10) 庵治町（雑種地）の売却または有償貸付けの検討について	同土地については、平成21年10月27日から本市ホームページに掲載し、購入者（貸付者）を募集している。
(11) 高松空港移転跡地の売却、賃貸または市民農園などによる活用の検討について	同土地のうち、香川町川東上249については、平成21年7月14日に売却済みであり、それ以外の土地については、平成21年10月27日から本市ホームページに掲載し、購入者（貸付者）を募集している。
(12) 高松空港移転先用造成地残地の売却検討について	同土地（香川町川内原76-11外2筆）については、平成21年7月14日に売却した。
(13) 土地情報処理システムに入力するデータ内容が整理されていないことについて	土地情報処理システム（公有財産管理システム）については、平成18年度から運用を開始しており、平成20年度に資産税課のデータを基に、システムに入力されていない市有地の洗い出し等を行い、担当所管課への振り分けやシステムへの入力作業などにより、データ内容の整理を行った。

	また、21年度には新公会計制度に対応するため、評価額を表示するなどシステムの改修を行った。
(14) 一般競争入札が不調に終わっても、随意契約で売却することを検討することについて	一般競争入札が不調に終わった場合、平成20年度から、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、期間を定めて随意契約による売払いを実施している。
(15) 有償での賃貸で収益を上げる一方、売却可能な未利用土地を早期に売却することについて	平成21年10月27日から本市ホームページに掲載し、購入者（貸付者）を募集している。

対 象 部 局	都市整備局都市計画課	
措 置 通 知 日	平成24年7月11日	
	【改善を要する事項】	【措置された内容】
(1) 近隣住民に無断使用されている土地（西宝町一丁目619-6）について、使用取り止めを申し入れるべきもの		近隣住民に無断使用されている土地については、平成21年3月2日に近隣住民に対し、イチジク・草花等の撤去を申し入れた。
(2) 近隣住民に無断使用されている土地（瀬戸内町406-393）について、使用取り止めを申し入れるべきもの		近隣住民に無断使用されている土地については、平成21年3月2日に近隣住民に対し、乗用車の駐車を取り止めるよう申し入れた。

第5 平成21年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 出資団体及び財政援助団体の出納その他事務の執行について

対 象 部 局	財政局財産活用課財産管理室	
措 置 通 知 日	平成24年7月11日	
	【意見を付された事項】	【措置された内容】
(1) 未利用土地活用策の関係機関との協議について（サンポート高松公共施設・港頭地区（公共用等用地））		サンポート高松および港頭地区未利用用地の活用策については、本市と香川県が共同設置し、有識者で構成する「サンポート高松北側街区利活用検討委員会」において検討され、平成24年3月に報告書としてまとめられた。
(2) 市民の認知度を高め、施設を有効活用するための広報活動について（東部運動公園）		施設の有効活用や市民の認知度を高めるため、平成20年7月12日のフットサル場および多目的広場のオープン時から、適宜、施設概要、利

	用 手 続 等 に つ い て ， 市 民 に P R を 図 れ る よ う ， 本 市 ホ ー ム ペ ー ジ に 掲 載 し て い る 。
--	---

第 6 平成 22 年度 包括外部監査結果に基づく措置通知

1 高松第一高等学校の財務に関する事務の執行及び事業の管理について

対 象 部 局	総務局人事課
措 置 通 知 日	平成 24 年 7 月 19 日
【改善を要する事項】	【措置された内容】
(1) 高等学校費に係る共済費を適正に計上すべきもの	高等学校費に係る共済費については、平成 23 年度から教育委員会の指導主事に係る共済費を各所属の予算に計上することとした。
【意見を付された事項】	【措置された内容】
(1) 持ち家・世帯主に対する住居手当を国の給与事情を考慮し、廃止を検討することについて	持ち家・世帯主に対する住居手当については、平成 24 年度末をもって廃止することとした。